



埼玉県報

第182号
令和3年(2021年)
2月12日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)

条例

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)

規則

- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築安全課)
- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則(県立学校人事課)
- 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(警務課)

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数(国保医療課)
- 令和2年度随時実施技能検定の実施の一部を改正する告示(産業人材育成課)
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分(建設管理課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路環境課)
- 埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示(建築安全課)
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第

一号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

引用している条項のずれの整理

三 施行期日

令和三年六月九日

条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第一号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「同項の表二の(三十項)」を「同項の表二の(十九項)」に改める。

第十九条中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立越谷西特別支援学校」を「、埼玉県立越谷西特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立

越谷西特別支援学校松伏分校——北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一」を

「埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校

北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目

埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校

比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百

七番地一

に改める。

六十四番一」

別表埼玉県立けやき特別支援学校の項入学資格の欄中「埼玉県立小児医療センターに入院し」を「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する埼玉県立小児医療センターに入院し、」に改め、「精神疾患等にかかり療養のため」の下に「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する」を加え、同表

埼玉県立東松山特別支援学校の項中

小学部	六年		学校教育 害のある 害のある 年法律第 治療施設
中学部	三年		学校教育 害のある 害のある 心理治療
高等部	三年	五四	中学部を

法に規定する学齢児童で知的障
者又は児童福祉法（昭和二十二
百六十四号）に基づく児童心理
に入所している者

法に規定する学齢生徒で知的障
者又は児童福祉法に基づく児童
施設に入所している者

卒業した者又はこれに準ずる者

法に規定する学齢児童で知的障
者

法に規定する学齢生徒で知的障
者

卒業した者又はこれに準ずる者

法に規定する学齢児童でこども
アハウス嵐山学園（児童福祉法
十二年法律第百六十四号）第四
二に規定する児童心理治療施設
埼玉県比企郡嵐山町に所在する
心のケアハウス嵐山学園をいう。
）に入所している者

法に規定する学齢生徒でこども
アハウス嵐山学園に入所してい

を

	嵐山学 園分校	高 等 部	中 学 部	小 学 部
中学部		三年	三年	六年
三年		五 四		
学校教育 の心のケ る者	以下同じ	中学部を 学校教育 の心のケ （昭和二 十三条の であって こどもの 以下同じ	学校教育 のある 害のある	学校教育 のある 害のある

に改める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則(令和2年埼玉県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

別記様式第2号中「㊤」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3号中「㊤」及び備考4を削り、備考5を備考4とする。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2及び別記様式第2の2中「印」を削り、

自動車の種類	車型	種式	車名	車台番号又は登録番号(車両番号)	を

自動車の種類	型	式	車名	車台番号(車体番号)	に、

改める。

別記様式第5中「印」を削り、

自動車の種類	車 型 種 式	車 名	車台番号又は登録 番号（車両番号）	を

自動車の種類	型 式	車 名	車 台 番 号 (車 体 番 号)	に

改める。

別記様式第6中「印」を削る。

別記様式第7中「印」を削り、

自動車の種類	車 型 種 式	車 名	車台番号又は登録 番号（車両番号）	を

自動車の種類	型 式	車 名	車 台 番 号 (車 体 番 号)	に

改める。

別記様式第8の2中「㊟」を削る。

別記様式第8の3（表面）中「㊟」を削り、

生年月日	年 月 日生(歳)	を
------	------------	---

生年月日	年 月 日生	に改める。
------	--------	-------

別記様式第8の4中「㊟」を削り、

「

生年月日	年 月 日生(歳)
------	------------

」を
「

生年月日	年 月 日生
------	--------

」に改める。

別記様式第8の5及び別記様式第8の6中「㊤」を削り、

「

生年月日	年 月 日生(歳)
------	------------

」を
「

生年月日	年 月 日生
------	--------

」に改める。

別記様式第8の7中「㊤」を削り、

「

生年月日	年 月 日生(歳)
------	------------

」を
「

生年月日	年 月 日生
------	--------

」に、「ちょう付」を「貼付」に改める。

別記様式第9（表）を次のように改める。

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解任	<input type="checkbox"/> 修正	※ 事業所コード									
<h2 style="margin: 0;">安全運転管理者に関する届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">埼玉県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0;">届出事項 <input type="checkbox"/>安全運転管理者を選任 <input type="checkbox"/>安全運転管理者を解任 <input type="checkbox"/>届出事項を変更 <input type="checkbox"/>事業所の名称 <input type="checkbox"/>代表者氏名 <input type="checkbox"/>位置(住所) <input type="checkbox"/>安全運転管理者の氏名(<input type="checkbox"/>改姓 <input type="checkbox"/>改名) <input type="checkbox"/>安全運転管理者の地位</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">届出者(使用者、代理人等)名称又は氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">(電話 ())</p>													
選任年月日	年 月 日												
安全運転管理者現住所	(フリガナ)												
	事業所の称												
安全運転管理者氏名	(フリガナ)												
	代表者氏名												
資格要件	(フリガナ)												
	位置(住所)												
免許証番号	電話 ()												
	コード												
職務上の地位	裏面業種別コード表から該当するコード番号及び()内に具体的業種を記入のこと。()												
	業種別												
備考 (届出事項変更の際は変更前情報を記載)	使用の本拠における自動車台数等												
	乗用 貨物 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪 計												
備考	運転者数												
	免許種別 大型 中型 準中型 普通 大特 大自二 普自二 小特 計												
備考	マイカー通勤車両												
	普通乗用等 大型自動二輪 普通自動二輪 原付 自転車												
備考	従業員数												
	前安全運転管理者												
備考	解任年月日												
	年 月 日												
備考	氏名												
	解任理由												
<input type="checkbox"/> 転任 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 解任命令 <input type="checkbox"/> その他													

- (注) 1 ※印は記入しないこと。
 2 該当する□にレ印を付すること。
 3 事業所の移転に伴う届出は、警察署の管轄区域内での移転にあつては事業所の位置(住所)変更の届出を、警察署の管轄区域外への移転にあつては移転前の住所地を管轄する警察署への解任の届出及び移転先の住所地を管轄する警察署への選任の届出をすること。

別記様式第9の2（表）を次のように改める。

別記様式第14の4備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを1ずつ繰り上げる。

別記様式第31中「第_____号」を「公委第_____号」に改める。

別記様式第31の2中「印」を削る。

(埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第15号中「㊟」を削り、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

告 示

埼玉県告示第百五十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年二月十二日

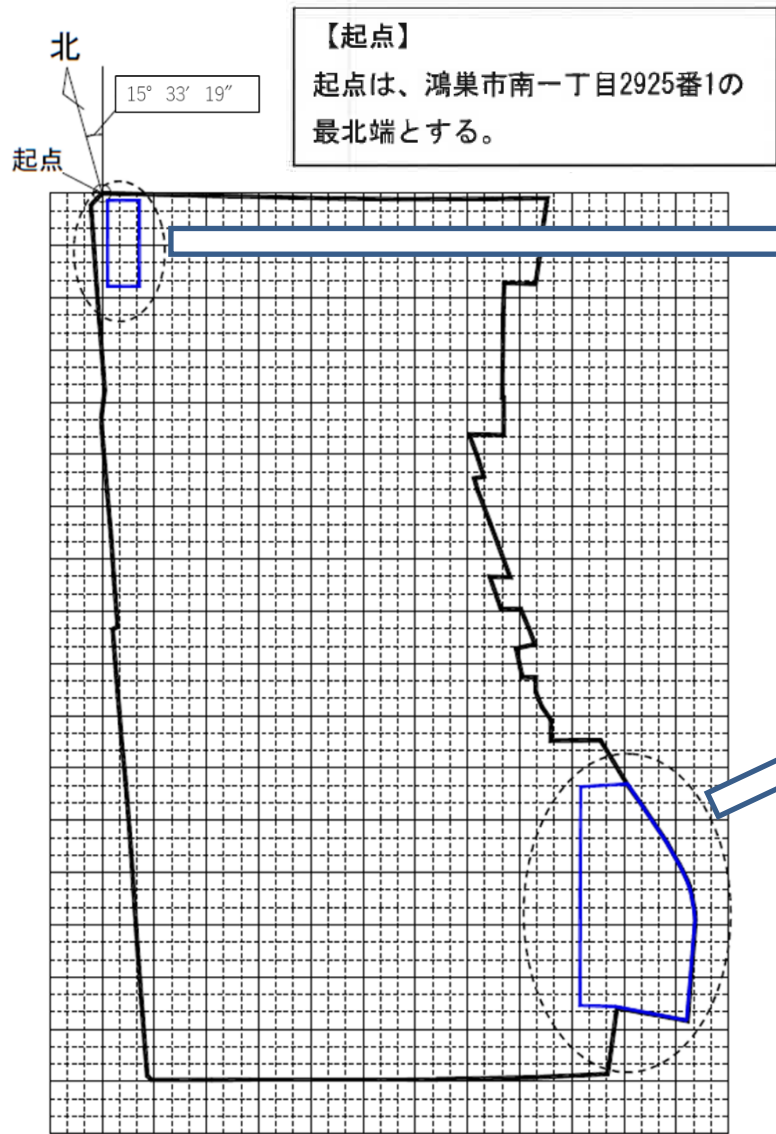
埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

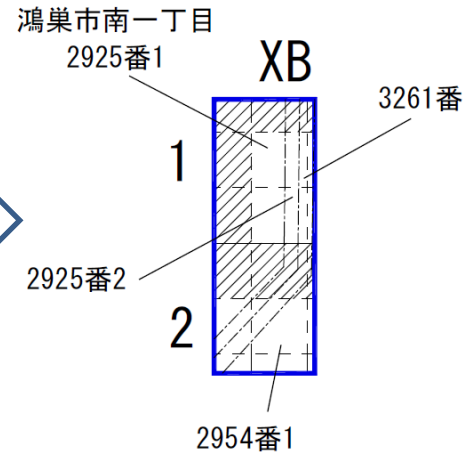
別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目六百九十九番一の一部、七百五十三番二の一部、七百五十五番一の一部、七百五十五番二の一部、二千九百二十五番一の一部、二千九百二十五番二の一部、二千九百五十四番一の一部及び三千二百六十一番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物



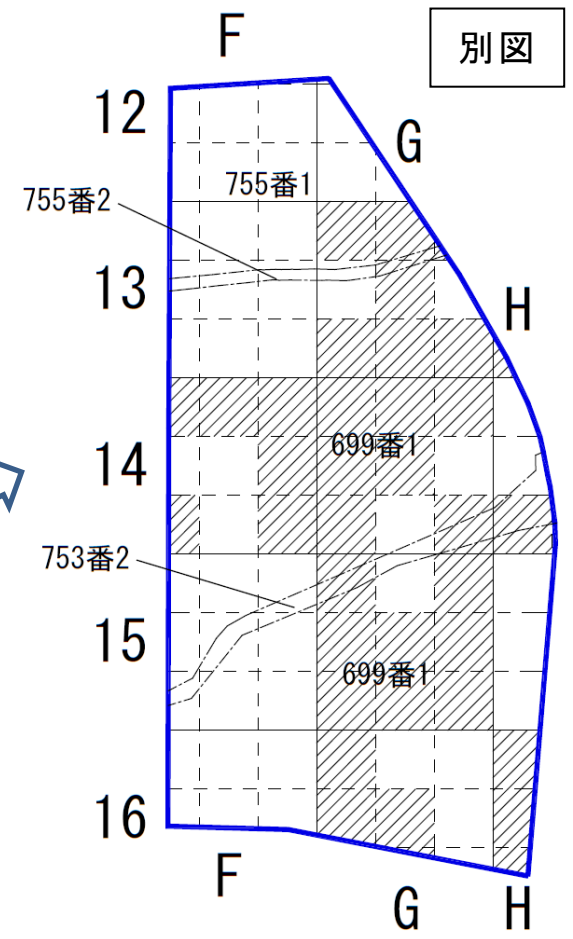
【起点】
 起点は、鴻巣市南一丁目2925番1の
 最北端とする。



凡 例

---	単位区画	—	30m格子
—	敷地境界	---	筆境界
—	対象範囲		
▨	形質変更時要届出区域(砒素溶出量)		

【格子の回転角度（15度33分19秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



告示

埼玉県告示第百五十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項の規定に基づき、令和三年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数を次のとおり定めた。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

係	数	数	値
医療費指数反映係数			一
一般納付金所得係数		一・一一一七〇七〇七七二五三九	
一般納付金基礎額調整係数		一・〇八六三七七一五八六七三四	
後期高齢者支援金等納付金所得係数		一・一〇五〇二三六五九〇〇三五	
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数		〇・九九九九九九九九三一一八一	
介護納付金納付金所得係数		一・〇九六五八〇四五二八七九三	
介護納付金納付金基礎額調整係数		〇・九九九九九九九九八二二八一	

告 示

埼玉県告示第百五十七号

令和二年埼玉県告示第百六十二号（令和二年度随時実施技能検定の実施）の一部を次のように改正する。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

第一号イ中「配電盤・制御盤組立て作業」の下に「回転電機巻線製作作業」を、「ボード仕上げ工事作業」の下に「熱絶縁施工（保温保冷工事作業）」を加える。

告 示

埼玉県告示第百五十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和三年二月三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社大友興業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二千六百七十番地一

ハ 代表者の氏名

林 静子

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―三十一）第六七七九五号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社大友興業は、資本金の全額を出資している者が法第八条第九号に規定する暴力団員等であり、法第八条第十二号（役員等）のうち第九号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当する。また、当該暴力団員等が同社の事業活動を支配しており、同条第十四号の欠格要件に該当する。

また、同社は、建設業許可の更新申請において、申請書別紙の役員等の一覧表に当該暴力団員等の氏名及び役名等を記載した上で、法第八条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する旨を記載した誓約書を提出し、不正な手段により許可を受けた。

これらの事実は、法第二十九条第一項第二号及び同項第七号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第百五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二百五十四号	埼玉県和光市白子二丁目一二〇六番三一地 先から埼玉県朝霞市栄町五丁目一六五九番 一地先まで

告 示

埼玉県告示第百六十号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条の四第三項」を「第十一条の三第三項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>先まで</p> <p>字古谷上字蔵根五八三七番一 地</p>	<p>川越市大字古谷本郷上組字江遠 島一四九二番六地先から同市大</p>	<p>区 間</p>
<p>三・〇〇〇 八・〇〇〇</p>	<p>二・〇〇〇 六・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八三二・〇〇</p>	<p>一〇〇二・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>国土交通省による荒川第二・三調節池 事業に伴う対岸堤(荒川右岸堤防)整 備事業による。 令和二年三月十三日付け埼玉県川越 県土整備事務所長告示第七号の道路 区域の一部変更である。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路線名	さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線
供用開始の区間	川越市大字古谷本郷上組字江遠島一 四九二番六地先から同市大字古谷上 字蔵根五八三七番一地先まで
供用開始の期日	令和三年二月十二日
備考	令和三年二月十二日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第二号で告示した道路予定 区域の供用開始である。 延長八三二・〇〇メートル

告 示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年二月十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年二月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和三年二月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年二月十八日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ 選挙啓発について

エ その他